

令和4年度当初予算等に係る地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
交付要綱及び実施要領改正について

令和4年6月  
地域交通課

## 1. 概要

令和4年年度当初における「自動運転実証調査事業」への支援に関する規定を盛り込む旨の改正等を行う。

### 2-1. 要綱構成・改正内容（令和4年度当初）

#### (1) 自動運転実証調査事業【附則第2条～第3条】

- ・ 令和3年度第一次補正予算における規定を準用

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例等【附則第4条】

- ・ 令和3年度当初予算と同様に、コロナによる特例規定を措置

### 2-2. 要綱構成・改正内容（その他）※改正漏れ

#### (1) 定義及び協議会【本則第2条第1項第二号及び第3条第1項第四号】

- ・ 表現の適正化（他条文（本則第1条及び第2条第1項第一号）との記載揃え）
  - (旧) 地域の特性・実状に最適な交通手段
  - (新) 地域の特性・実情に最適な交通手段
  - (旧) 地域の生活交通の実状
  - (新) 地域の生活交通の実情

※参考:地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針

- ・ 地域旅客運送サービスが地域の実情や住民・来訪者のニーズに即した
- ・ 地域の実情に応じ次の目標を追求 他

#### (2) 補助金交付申請【フィーダー：本則第23条第2項】

- ・ 規定の明確化
  - (旧) 前項の規定は、第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例
  - (新) 前項の規定は、第20条第2項又は第3項の規定による補助対象事業の基準の特例
  - (旧) この節において「車両減価償却費等利便増進特例等」又は「車両減価償却費等運送継続特例」という。
  - (新) この節において「車両減価償却費等利便増進特例等」という。

(3) 移動等円滑化基本構想策定事業 交付の対象等【本則第137条】

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の条ズレを修正（令和3年4月1日付け施行の反映漏れ）
  - (旧) バリアフリー法第2条第23号に規定する公共交通特定事業
  - (新) バリアフリー法第2条第26号に規定する公共交通特定事業
  - (旧) 同条第29号に規定する教育啓発特定事業
  - (新) 同条第32号に規定する教育啓発特定事業

(4) 車両減価償却費等国庫補助金に係る適用規定【附則（平成23年3月30日付国総務計第97号他）第15条の10】

- ・ 地域公共交通活性化再生法改正内容の反映漏れ
  - (旧) 補助対象事業を行うバス事業者
  - (新) 補助対象事業を行う乗合バス事業者又は活性化法法定協議会
  - (旧) 生活交通確保維持改善計画
  - (新) 地域公共交通計画

(5) 公有民営方式補助車両購入費国庫補助金に係る適用規定【附則（平成23年3月30日付国総務計第97号他）第15条の11】

- ・ 地域公共交通活性化再生法改正内容の反映漏れ
  - (旧) 補助対象事業に係る協議会の構成員である県又は市町村が含まれるものとする。
  - (新) 補助対象事業を行う活性化法法定協議会について適用する。
  - (旧) 生活交通確保維持改善計画
  - (新) 地域公共交通計画

(6) 自動運転実証調査事業【附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第2条】

- ・ 表現の明確化
  - (旧) 令和3年度第一次補正予算に限り、自動運転による地域公共交通実証調査事業
  - (新) 令和3年度第一次補正予算に限り、経営改善支援事業のうち、自動運転による地域公共交通実証調査事業地域公共交通計画

※参考:タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

附則(令和4年3月29日付国総地第75号他)

第2条 国土交通大臣は、令和3年度第一次補正予算及び令和3年度予備費に限り、経営改善支援事業のうち、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

(7) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準）【別表3】

- ・ 規定の明確化
  - (旧) ハ③ 地域旅客運送サービス継続事業を実施する運行系統について、運行系統の途中に乗換拠点を設け、複数の運行系統に分割したものの。
  - (新) ハ③ 地域旅客運送サービス継続事業を実施する運行系統について、運行系統の途中に乗換拠点を設け、複数の運行系統に分割したもののうち、複数市町村にまたがるもの。

**(8) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象経費の算出方法）【別表4】**

- ・ 補助対象事業の反映漏れにより補助対象経費の計算式を以下のとおり加筆
  - (旧) 活性化法第2条第十三号に規定する地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程／補助対象系統のキロ程
  - (新) 活性化法第2条第十三号に規定する地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程 又は同条第2条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域におけるキロ程／補助対象系統のキロ程

**(9) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）【別表7】**

- ・ 補助対象範囲の反映漏れにより以下のとおり加筆
  - (旧) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。
  - (新) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統 又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。

**3-1. 要領構成・改正内容（令和4年度当初）**

**(1) 自動運転実証調査事業【附則2.】**

- ・ 交付決定の変更の軽微な変更について、令和3年度第一次補正予算における規定を準用

**(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による地域フィーダー系統に係る補助金交付申請の取り扱いについて【3.】**

- ・ 交付申請の取り扱いについて、令和3年度当初予算の規定を準用

**3-2. 要領構成・改正内容（その他）※改正漏れ**

**(1) 利便増進特例が適用される運行系統について【2. (1) ⑤ エ 1)】**

- ・ 地域公共交通活性化再生法改正内容の反映漏れ
  - (旧) 交付要綱第6条第2項の「利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた

運行系統」(第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。)とは、認定を受けた利便増進計画に活性化法第2条第十三号イの事業(形状等の変更を伴わないものを除く。)、活性化法第2条第十三号ロの事業又は活性化法第2条第十三号ハの事業のいずれかに該当する事業の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、乗継拠点)が利便増進計画の区域内に存する運行系統とする。

(新) 交付要綱第6条第2項の「利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統」(第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。) 及び第16条第2項の「利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統」とは、認定を受けた利便増進計画に活性化法第2条第十三号イの事業(形状等の変更を伴わないものを除く。)、活性化法第2条第十三号ロの事業又は活性化法第2条第十三号ハの事業のいずれかに該当する事業の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、乗継拠点)が利便増進計画の区域内に存する運行系統とする。

(2) 新たに地域公共交通計画を策定した場合に係る取扱い【2. (1) ⑦ エ】

- ・ 地域公共交通活性化再生法改正内容の反映漏れ

(旧) なし

(新) 地域内フィーダー系統の補助対象事業の基準のうち「既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの」(交付要綱別表7補助対象事業の基準ホ②関係)について、新たに地域公共交通計画を策定し地方公共団体による支援を位置付けた場合は、補助対象の基準を満たすこととして取り扱う。

ただし、地域公共交通計画(網形成計画を含む)の変更の場合は除く。

(3) 運行系統が複数市町村にまたがる場合の地域公共交通計画への位置づけについて【2. (1) ⑫】

- ・ 地域公共交通活性化再生法改正内容の反映漏れ

(旧) なし

(新) 複数市町村にまたがる運行系統について地域公共交通確保維持事業の補助を受ける場合は、都道府県又は当該系統がまたがる全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付けなければならない。

ただし、補助を受ける地方公共団体の計画において、当該系統の一部沿線市町村の計画に当該系統を位置付けない合理的理由を示している場合にあつては、この限りではない。